

入 札 説 明 書

令和7年6月2日付けで公告した制限付き一般競争入札(物品調達契約)に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 反則切符(一般)
- (2) 数 量 20,000組
- (3) 規 格 等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和7年10月10日
- (5) 納入場所 警察本部交通指導課 交通反則通告センター(青森市中央3丁目20-12)
- (6) そ の 他 見本を会計管理課物品調達グループで縦覧する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領(平成11年6月30日施行)第5で規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

キ 営業品目「A02 フォーム印刷」と「A03 OCR印刷」の両方が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があり、かつ、製造に必要な機械器具設備を有していることを証明した者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出期限 令和7年6月11日 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 令和7年6月2日から同月17日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を持参、郵便又はメール（メールが使用できない場合はファクシミリも可）により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 令和7年6月9日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和7年6月18日 10時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者、最低制限価格制度を適用する場合に失格となった者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格制度を適用する。

予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 その他

(1) 一括委任又は一括下請負の禁止

契約を締結する印刷の請負について、一括して第三者に行わせることはできない。

(2) 縦覧する見本と内容変更箇所があるため、注意すること。

10 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担 当 主事 田中 健太

電 話 017-734-9098

ファックス 017-734-8019

メールアドレス kenta_tanaka@pref.aomori.lg.jp

品名	反則切符（一般）						数量	20,000組					
発注部署	交通部交通指導課（反則通告係）				担当	相馬	電話	5144					
印刷種別	☐ 冊子 ☐ チラシ ☐ リーフレット ☐ パンフレット ☐ ポスター ☐ その他 ☐ 封筒 ☐ ハガキ ☐ カード ☐ 賞状 ☒ 複写帳票（ ）												
規格	展開 ☐ 有 ☐ A ☐ B 判（よこ mm×たて mm） 仕上 ☒ 有 ☐ A ☐ B 判（よこ mm×たて mm） 封筒 ☐ 角 ☐ 長 ☐ 洋 号（よこ mm×たて mm）												
版下	表紙 本文 中扉 ☒ DTP ☒ DTP ☐ DTP ☐ DTP ☐ 写真植 ☐ 写真植 ☐ 写真植 ☐ 写真植 ☐ ダイレクト（複写） ☐ ダイレクト（複写） ☐ ダイレクト（複写） ☐ ダイレクト（複写） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ）												
入稿形態	アナログ	文字原稿	☐ 無	☒ 生原稿	11枚	写真	☒ 無	☐ 紙焼	点	☐ ポジ	点	☐ ネガ	点
	イラスト	☒ 無	☐ 原画				☐ トレース	点	☐ 書き起し	点			点
	デジタル	入稿媒体	☐ FD	☐ CD-R	☐ MO	☐ その他（ ）							枚
		使用OS	☐ Win	☐ Mac	☐ その他（ ）								Ver.
		文字原稿	☒ 無	☐ テキスト	☐ その他（使用ソフト）（ ）								Ver.
		写真	☒ 無	☐ 有	点	保存形式（ ）							dpi
		レイアウト	☒ 無	☐ 有	使用ソフト（ ）								Ver.
		イラスト	☒ 無	☐ 有	使用ソフト（ ）								Ver.
校正	2回 色校正 ☐ 無 ☒ 本紙 ☐ 簡易												
印刷版数及びページ数	表紙	1枚	背表紙	☒ 無 ☐ 有	表面	1色	裏面	1色					
	本文	1頁	裏カーボン（青）		表面	2色	裏面		色				
		2頁	裏カーボン（青）		表面	1色	裏面		色				
		3頁			表面	1色	裏面		色				
		4頁	ブルー発色		表面	1色	裏面	1色					
		5～6頁	減感印刷、ブルー発色		表面	1色	裏面	1色					
		7頁	減感印刷、ブラック発色、裏バーコード印刷		表面	1色	裏面	1色					
		8頁	減感印刷、裏カーボン（青）		表面	1色	裏面		色				
		9頁	裏面OCR印刷		表面	1色	裏面	2色					
		本文合計	9頁	見返し ☒ 無 ☐ 有									
	中扉	枚			表面		裏面		色				
	裏表紙	1頁			表面	1色	裏面		色				
用紙	表紙	裏表紙	本文（1～3項）	本文（4～8項）	本文（9項）								
	色上質紙	上質紙	カーボン紙	ノーカーボン紙	OCR用紙								
	70 kg	70 kg	kg	N-40	90 kg								
製本	☐ 無線綴 ☐ 針金中綴 ☐ アジロ綴 ☐ 糸かがり ☐ 表紙くるみ ☐ 糊付け ☐ バラ ☐ 2ツ折 ☐ 3ツ折 ☐ 観音折 ☐ DM折 ☐ 穴あけ ☐ 穴 ☐ 天のり（マール） 枚／冊 ☐ 複写（マール） 枚 組／冊 ☒ その他（全項一連番号6桁印刷、箱詰梱包）												
	納入期限 令和 7 年 10 月 10 日												
	納入場所 交通指導課 交通反則通告センター 分納 ☒ 無 ☐ 有 カ所												
	電子納品 ☒ 無 ☐ HTML ☐ PDF 備考												
その他特記事項	この様式に定められた内容のほか、別添「特記事項（一般反則切符印刷）」に定められた内容に基づき印刷を行うこと。 （注）仕上規格、印刷方法及び使用用紙（厚さ・色）の詳細は、特記事項に記載しているとおりである。												仕様書最終確認 担当者所属・氏名 交通指導課 相馬一成
校正完了	月 日 責任者 ㊞			月 日 責任者 ㊞			月 日 責任者 ㊞			通称先 5144			

特記事項(一般反則切符印刷)

- 1 品名 反則切符 (一般)
- 2 数量 20,000組
- 3 規格 1～3頁 よこ 90 mm × たて 215mm
4～9頁 よこ 120 mm × たて 250mm
- 4 用紙及び印刷版色等

頁	用紙			印刷版色等		
表紙	色上質紙	70k	緑		両面印刷	1色
裏表紙	上質紙	70k	白		片面印刷	1色
1頁	カーボン紙	30k	白	裏カーボン(青)	片面印刷	2色
2頁	カーボン紙	30k	白	裏カーボン(青)	片面印刷	1色
3頁	カーボン紙	80k	白		片面印刷	1色
4頁	ノーカーボン紙	N-40	青	ブルー発色	両面印刷	1色
5頁	ノーカーボン紙	N-40	白	減感印刷、ブルー発色	両面印刷	1色
6頁	ノーカーボン紙	N-40	ピンク	減感印刷、ブルー発色	両面印刷	1色
7頁	ノーカーボン紙	N-40	白	減感印刷、ブラック発色 裏面バーコード印刷	両面印刷	1色
8頁	ノーカーボン紙	N-40	白	減感印刷 裏カーボン(青)	片面印刷	1色
9頁	OCR用紙	90k	白	裏面OCR印刷	両面印刷	表面1色 裏面2色

※表紙・裏表紙についてはバージンパルプの用紙を使用してもよい。

- 5 その他
 - (1) ナンバリング
全枚数、表面に6桁の一連番号を印刷すること(黒色)。一連番号の開始は834001とする。
 - (2) バーコード印刷
7頁の裏面にバーコード及びバーコードの下にa○○○○○○25aと印字すること。
(○○○○○○)は6桁の一連番号、例：a83400125a)
 - (3) OCRフォーム
ア 表面(取締り原票の面)にはスポットインクを使用すること。
イ 裏面(反則(一般用)切符登録票の面)に印字する数字はOCR-Bフォントとすること。
ウ 裏面(反則(一般用)切符登録票の面)の⑩事件番号の項目へは20□□□□○○○○と印字すること(□は空欄、○○○○○○は6桁の一連番号、例：20□□□□834001)
 - (4) 校正
バーコード読み取りテスト及びOCR用紙読み取りテストを2回実施することとし、ナンバリングする前の9枚綴りの完成版10組を1冊としたものを提出すること。
 - (5) その他
ア 受注者に提供した印刷サンプルについては、納品時に返却すること。
イ 受注者は契約後速やかに印刷物仕様書及び特記事項の詳細について発注者と打ち合わせを行うこと。
また、印刷物仕様書及び特記事項に疑義が生じた場合は直ちに発注者と協議し、指示を仰ぐこと。
※ 印刷サンプルと内容変更箇所があることから要注意。
ウ 納品の際に反則切符を入れる段ボール箱の規格については、
横40cm×縦30cm×奥行28cm(1箱に1000組)

[illegible]

別記様式第1

1
枚目 (表)

交通反則告知書 (番号)									
告知日時		年 月 日		午前・午後		時 分			
告知者の所属 階級及び氏名									
(1) 反則者 氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日生	(歳)	職業				
本籍									
住所									
免許証		第					号	(8) 出頭	年 月 日
免許情報記録		年 月 日		公安委員会交付等		日時		場所	
保護者 又は 勤務先		住所	電 ()				月 日 午後		
(2) 反則車両 (○印で 囲んだ もの)		大 型 車	普 通 車	二 輪 車	原付車	重 型 牽 引 車	自 家 車	業 用 車	日 前 後
登録(車両)番号		号							
少	(3) 反則日時	年 月 日		午前・午後		時 分		時	
男・女	(4) 反則場所	青森県							
(5) 反則事項 (罰則)		① 速度超過 (以上 未満) ② 信号無視 (赤色等) ③ 指定場所一時不停止等 ④ 通行区分反 ⑤ 通行禁止反 ⑥ 横断歩行者等妨害等 ⑦ 路切不停止等 ⑧ 携帯電話使用等(保持) ① 法定速度違反 ② 指定速度違反 ③ 信号機信号 (口赤色口黄色) 無視 ④ 指定場所一時不停止 ⑤ 右側通行 ⑥ 一方通行違反 ⑦ 禁止場所 (口右折口左折口直進) ⑧ 進路前方横断歩道等を歩行者等横断中 ⑨ 横断歩道等 ⑩ 横断歩道等手前直前 ⑪ 踏切一時不停止 ⑫ 無線通話装置を使用 ① 指定速度違反 (km/h 超過 のところ) ② 交差道路通行車両等の進行妨害 ③ 通行禁止場所通行 ④ 一時不停止 ⑤ 通行妨害 ⑥ 一時不停止 ⑦ 通行妨害 ⑧ 踏切通過に際し安全不確認 ⑨ 画像表示用装置を手で保持して画像を注視							
(6) 反則行為の種別		車両等の種類 (○印のもの)		反則行為の種類		(7) 反則金相当額			
大型車 普通車 二輪車 原付車 重被牽引車		上記(5)記載の○番号を○印で囲んだもの				, 0 0 0 円			
道路交通法第126条の規定により上記のとおり告知します。									

1 交通反則 通告制度に関する説明

- (1) 交通反則 通告制度は、反則者が下記(2)の手続で反則金相当額を仮納付し、または、下記(3)、(4)の手続で反則金を納付すれば刑罰が科されなくなる(あなたが少年の場合は家庭裁判所の処分も受けなくなります。)という制度です。
- (2) あなたは反則者として告知を受けましたが、次の欄の記載事項に従い表記(7)の反則金相当額を仮納付することができます。仮納付をした場合には、告知を受けた日からおおむね2週間目の日に、警察本部長が公示して通告(次の欄記載の公示通告の場所で表記の告知年月日と告知番番号を氏名にかえて掲示して行います。)を行います。その場合には、その仮納付は反則金の納付とみなされ、表記違反について刑罰が科されなくなります。(あなたが少年の場合は家庭裁判所の処分も受けなくなります。)

なお、仮納付をした場合には出頭する必要はありません。
- (3) あなたが仮納付をしなかった場合には、警察本部長が反則金の納付を通告します。あなたが出頭の日時、場所を告知されているときは、出頭した際にその通告を行います。

郵便で通告書を送付された場合には、通告書の送付費用も併せて納付しなければなりません。
- (4) 反則金の納付はあなたの任意です。通告を受けた日の翌日から起算して10日以内に反則金を納付した場合には、表記違反については刑罰が科されなくなり、または家庭裁判所の処分を受けなくなりますが、この期間内に納付しなかった場合には、刑事訴訟手続または少年審判手続で処理されることになります。
- (5) この制度の手続について不明の点があれば、もよりの警察署でお尋ねください。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所

- (1) 仮納付の期限は、あなたが告知を受けた日の翌日から起算して7日目の日(納付書の納付期限欄記載の日)です。
- (2) 仮納付の場所は、日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店(全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局(簡易郵便局を含む。))。ただし、一部の金融機関を除く。)です。
- (3) 仮納付するときは、仮納付の期限内に上記(2)記載の金融機関の窓口へ納付書に表記(7)記載の金額を添えて納めてください。納付書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。なお、**分納・現金書留納付はできません。**
- (4) 公示通告の場所
青森県警察本部
青森県交通反則 通告センター

3 出頭場所

青森県警察本部
青森県交通反則 通告センター
代表電話 017-723-4211
又は、青森県内の各警察署に出頭してください。

2
枚目(表)

交 通 事 件 原 票 (番号)

(1枚目(表)に同じ。ただし、(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の項目中、「反則」の文言を「違反」とする。)

(6) 反則行為の種別	車両等の種別(○印のもの)		反則行為の種別	(7)反則金相当額
	大型車 普通車 二輪車 原付車 原付車引車	普通車 二輪車 原付車 原付車引車	上記(5)記載の○番号も○印で囲んだもの	円

.....(きりとり線).....

沙汰印 年 月 日 署、課、隊 宛 署、課、隊 印 上記(1)の者にかかる(2)、(3)、(4)、(5)の違反事実を ☐ 現認 ☐ 告知 したからその状況等を報告する。なお、違反者は、上記違反事実について、 年 月 日 次のとおり供述書を作成した。 私が上記違反をしたことは相違ありません。事情は次のとおりであります。 氏名 年 月 日 (裏面に続く)

(報告書:続)

新 記 事 項	
供 述 書 (乙)	私は表記違反事実につき通告を受けましたが、次の理由で所定の期限までに反則金を納付しませんでした。 年 月 日 氏名
.....(きりとり線).....	
1 通告等の決定	(1) 種 別 (2) 反 則 金 額 (3) 通 知 ☐告知どおり ☐告知どおり ☐要 ☐非反則行為 ☐非反則者 (反則行為者) ☐種別違い ☐違反事実なし ☐ ☐是正 ☐是正 ☐無免許無資格者 ☐酒気帯び運転者 ☐前車 ☐警察署通報者 ☐反則行為による事故者
2 仮納付	☐有 ☐有効 ☐過誤納(年 月 日) ☐無
3 通 告	(1) 公 示 通 告 (2) 通 告 書 交 付 (3) 通 告 書 送 付 (4) 納 付 期 限 (5) 変 更 納 付 期 限 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 送達 送達 送達 送達 送達 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 理由() 変更者名() 表記(1)の者に対し、表記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により、 の反則金及び送付費用(円) の納付を上記のとおり通告した。 青森県警察本部長 [印]
4 納 付	☐有 ☐有効 ☐過誤納(年 月 日) ☐無
5 返 還	
6 送致事件 経過 事由	☐表記(1)の者は、上記のとおり通告を受けて法定の除外事由がないのに期限までに反則金を納付しなかった。 ☐表記(1)の者が通告書の受領を拒んだため通告することができなかった。 ☐表記(1)の者の居所が明らかでないため通告することができなかった。 ☐ 年 月 日 青森県警察本部長 [印]

3
枚目(表)

交通反則通告書 (告知書番号)								
(1枚目(表)に同じ。)			(8) 納付 方法 場所 別添納付書記載のとおり。					
(6) 反則行為の種別	車両等の種別(○印のもの) 反則行為の種別 <table style="width: 100%; font-size: 0.7em;"> <tr> <td style="width: 33%;">大型車 原付車</td> <td style="width: 33%;">普通車 軽自動車</td> <td style="width: 33%;">二輪車</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記(5)記載の□番号を○印で囲んだもの</td> </tr> </table>	大型車 原付車	普通車 軽自動車	二輪車	上記(5)記載の□番号を○印で囲んだもの			(7)反則金額 円
大型車 原付車	普通車 軽自動車	二輪車						
上記(5)記載の□番号を○印で囲んだもの								
(9) 納付すべき金額	円							
(10) 納付期限	年 月 日 限り (納付期限の変更が認められる場合があります。裏面参照。)							
(11) 通知年月日	年 月 日							
上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条第1項の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。 青森県警察本部長 印								

注 意 事 項

1 反則金を納付する場合

- (1) この通告に従って反則金を納付する場合は、納付期限を守ってください。
納付期限は、通告を受けた日の翌日から起算して10日目の日(納付期限欄記載の日)です。
なお、分納・現金書留納付はできません。
- (2) 通告年月日欄記載の日の後に通告書の送付を受け、通告書記載の納付期限までに反則金を納付できなかった方には、通告書の送付を受けた日の翌日から起算して10日目の日まで納付期限を延長した納付書を再交付しますから、住所地を管轄する警察本部長に直ちに申し出てください。
- (3) 災害により納付の場所への交通が途絶していたことその他これに準ずるような理由(住所地を管轄する警察本部長がやむを得ないと認めるものに限ります。)のために所定の期限までに反則金を納付することができなかった方には、その事情が止んだ日の翌日から起算して10日目の日まで納付期限を延長した納付書を再交付しますから、住所地を管轄する警察本部長に直ちに申し出てください。
- (4) 納付書をなくしたり、汚したりしたために反則金を納付することができない方には、納付書を再交付しますから、納付期限までに住所地を管轄する警察本部長に申し出てください。

2 反則金を納付しなかった場合

反則金の納付はあなたの任意ですが、所定の期限までに反則金を納付しなかった場合には、表記違反事件について検察庁又は家庭裁判所に送致されることになります。

なお、出頭日時・出頭場所については追って通知します。

4
枚
目
(
表
)

取 締 り 原 票 (番 号)

(1枚目(表)に同じ。ただし、(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の
項目中、「反則」の文言を「違反」とする。)

(別紙) 入札書参考書式

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
(委任代理人

印
印)

入 札 書

金 額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品 名 反則切符 (一般)

数 量 20,000組

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第 1 号様式

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先
メールアドレス

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和 7 年 6 月 2 日
品 名	反則切符（一般）
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先
メールアドレス

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和7年6月2日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 反則切符（一般）

2 業者番号及び等級格付

（業者番号： 、等級格付： ）

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- （2）青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （3）県内に本店を有していること。
- （4）会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

- 2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第3-2号様式

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

令和7年6月2日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名 反則切符（一般）

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

機械器具設備状況一覧表

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青 会 管 第 号
令和 年 月 日

殿

青森県出納局会計管理課長

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

1 品 名

反則切符（一般）

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 反則切符（一般）

入札（見積り）期日 令和7年6月18日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 出納局会計管理課入札室

印刷製本契約書

収 入
印 紙

青森市長島一丁目1番1号
発注者 青 森 県

受注者

上記当事者間において、印刷製本のため、次のとおり（ただし、第3条（ ）及び第15条（ ）を除く。）契約を締結した。

（印刷製本の内容）

第1条 発注者は、次に掲げる印刷製本（以下「印刷製本」という。）を受注者に注文し、受注者は、これを請負した。

- （1）品 名 反則切符（一般）
- （2）数 量 20,000組
- （3）規 格 等 別紙仕様書のとおり

（請負代金）

第2条 請負代金は、金 円とする。
（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

（契約保証金）

第3条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第3条(B) 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、印刷製本の請負を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（成果品の納入期限等）

第6条 成果品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和7年10月10日

(2) 納入場所 警察本部交通指導課 交通反則通告センター
(青森市中央3丁目20-12)

2 受注者は、前項の納入期限までに成果品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

(校正)

第7条 受注者は、発注者の校正を校了又は責了まで受けるものとする。

(検査)

第8条 受注者は、印刷製本が完了した場合は、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内において発注者が指定する日に、発注者の指定する場所で受注者の立会いのもとに成果品の検査を行うものとする。

3 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、直ちに印刷し直す等の上、改めて発注者の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(引渡し)

第9条 受注者は、前条の検査に合格したときは、成果品の引渡しをするものとする。

(所有権の移転時期)

第10条 成果品の所有権は、前条の引渡しがあった時、発注者に移転するものとする。

(請負代金の支払)

第11条 受注者は、第9条の引渡しを完了した後、請求書により発注者に請負代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により第6条第1項の納入期限までに成果品を納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、請負代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第13条 受注者は、納入した成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めに負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の納入期限までに成果品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
 - (2) 第4条の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (4) 第6条第1項の納入期限までに成果品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第14条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名あて人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名あて人に対する当該排除措置命令のすべてが確定したとき）。
- (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名あて人となってい

ない場合にあっては、当該納付命令の名あて人に対する当該納付命令のすべてが確定したとき）。

(3) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者(受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(契約保証金の帰属)

第15条(A) 発注者が、第14条の規定によりこの契約を解除したときは、第3条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第15条(B) 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の100分の5に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として、受注者から徴収する。

2 発注者は、前項の違約金を、請負代金より控除することができるものとする。この場合において、なお不足がある場合は、別に徴収するものとする。

(損害賠償)

第16条 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

第16条の2 発注者は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第17条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記1「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県知事 宮 下 宗 一 郎 印

受注者 印

別記 1

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所（工場及び発注者の指示又は承認がある場合にあっては、当該指示又は承認に係る場所を含む。）において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。